

## 令和2年度第1回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：令和2年8月19日（水）10：00～12：00

場所：特別会議室

### 1．開会 （事務局）

それでは、開会に先立ちまして、定足数に関する御報告をいたします。本日8名に御出席をいただいております。

佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱第6条の規定による定足数、委員の2分の1以上の出席をいただいていることを御報告いたします。

それでは、定刻になりましたので、令和2年度第1回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催いたします。本日、進行を務めさせていただく県土整備部県土企画課の黒嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元に配布している資料についてでございます。次第、委員の名簿、座席表がついております。その後ろに資料1佐賀県公共事業評価実施要領の改正について、参考資料も含めて1P～8P。資料9P～14Pまでが資料2令和元年度新規評価箇所の予算化状況についてで資料2-1～2-4までとなっています。9Pに一部修正がございます。資料2-3が整備系になっているところを維持系、資料2-4維持系となっているところを整備系に修正をお願い致します。続きまして資料3が令和元年度簡易事後評価実施結果の概要、及び一覧表ということで15Pから付けております。最後に資料4公共事業の効果等についてということで57P以降となっています。今回、名簿、資料3-2については、一部修正がございましたので、差し替えのほどをお願い致します。以上、配布資料の説明でしたが不足しているものはございませんでしょうか。

では、県土整備部長平尾より御挨拶を申し上げます。

### 2．県土整備部長挨拶 （県土整備部長）

ただいまご紹介にあずかりました、この4月から県土整備部長を拝任しております平尾でございます。よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、令和2年度第1回佐賀県公共事業評価監視委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、猛暑の中お集まりいただきありがとうございます。この7月も、昨年に引き続きまして県内で大雨特別警報が発表されるなど、多くの被害がっており、特に鹿島・太良といったところの、浜川や国道444号といったところで、多くの被害が発生しているところでございます。今月末から、国のほうの災害査定の方も始まりまして、県といたしましても、災害箇所の早期復旧に引き続き努めていくというようなことでございます。

こうした中ではございますけれども、国の3カ年の緊急対策、国土強靱化のための対策の予算が別枠処置されるというような状況の中で、県の中でも、道路の法面や河川堤防の強化に取り組んでいるところであり、こうした近年の災害状況等を踏まえ、県としても別枠予算の必要性等を国の方にも働きかけていくという状況でございます。

一方で生活に身近な道路歩道整備や、また、佐賀県の発展のために必要となる幹線道路ネットワークといった道路整備、さらには、これまで道路や河川で整備をしてきました橋梁であったり、排水機場であったりといった、社会資本の維持管理、こういったものにつきましても、引き続き取り組んでいく必要があると考えているところでございますけれども、新型コロナウイルス、県内でも連日発生をしております。昨日も発生しまして、県内では、22日間連続ということで、延べ199人発生しているような状況でございます。引き続き警戒が必要な状況でございますし、また県発注の公共事業等の現場においても、対策についてはしっかり取り組みながらというような状況で進めております。この影響を受けまして、委託業務や工事関係については、幾つかの契約において、延長等も行いながら、対策をしているところでございます。また、こういった取り組みや新しい施設生活様式、こういったところについても対策をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

本委員会は、社会資本整備の必要性、緊急性、費用対効果、こういったものについて、第三者の視点からチェックをしていただきまして、その実施に当たり、事業のより一層の透明性、客観性を担保していただく機関としての重要性はますます高まっていくものと認識をしているところでございます。

本日は報告事項といたしまして、佐賀県公共事業評価実施要領の改正、また、令和元年度新規評価箇所の予算化状況、さらには公共事業の効果などについて報告をさせていただきます。

議員の皆様にはそれぞれのお立場から、忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

今回、執行部におきまして人事異動がございました。改めて自己紹介をお願いします。

(県土整備部部长)

県土整備部部长の平尾です。よろしくお願い致します。

(県土整備部副部长)

県土整備部副部长の甲斐です。よろしくお願い致します。

(県土整備部副部长)

昨年度から引き続きでございますが、副部長の横尾です。よろしくお願い致します。

( 県土整備部副部長 )

県土整備部副部長の大吞でございます。よろしくお願い致します。

( 地域交流部副部長 )

地域交流部副部長の高塚でございます。よろしくお願い致します。

( 農林水産部副部長 )

農林水産部副部長の高田でございます。よろしくお願い致します。

( 事務局 )

ありがとうございました。それでは議事次第に従いまして会議を進めていきたいと思  
います。本日は、4 件の報告事項の議題について御審議をいただきたいと考えております。そ  
れでは、伊藤委員長、この後の進行についてよろしくお願いいたします。

( 伊藤委員長 )

皆様おはようございます。今年度、第 1 回目の委員会ということで、積極的な忌憚のない  
御意見を賜りたいと思えます。ただいま御説明ありましたように、本日は報告事項が 4 件と  
いうことになっておりまして、第 1 点目の実施要領の改正について、事務局のほうから御説  
明いただければと思えます。

( 源五郎丸課長 )

県土企画課長の源五郎丸と申します。佐賀県公共事業評価実施要領の改正について、私の  
方から説明をさせていただきます。この実施要領は、公共事業評価の対象事業や実施の時期、  
手法などの基本的なことを定めた要領です。その一部を、再評価に係る対象事業の部分につ  
いて、一部見直しをさせていただいたところですので、その御報告でございます。

3 ページの下のほうにまとめております。事業評価は新規評価から再評価、事後評価とあ  
りますが、この真ん中の再評価につきましては、事業採択後一定期間経過した継続中の事業  
を対象に、その時点で継続をすべきかどうかについて評価をするというものでございます。

具体的にその対象事業を記載しておりますが、5 つございまして、事業費 1000 万以上の  
事業の内、採択後 5 年経過未着手のもの、採択後 10 年経過して継続中のもの、準備計画段  
階で 5 年経過したもの、前回の再評価実施後 5 年経過した時点で継続中または未着工、い  
わゆる再々評価として一度再評価をして、その後 5 年ごとに再評価をしていくというもの、  
そして最後に社会経済情勢の急激な変化等によって見直しの必要が生じた事業、というこ

とで、これは年数にかかわらず、大きな変更等があれば、この規定に基づいて再評価を行う、という仕組みになっております。

その下に簡単なフローをつけております。新規採択時の評価を受けた後、5年未着手、あるいは10年継続した時点で、最初の再評価を受け、その後は基本的に5年ごとに再々評価を実施していくという仕組みです。そういった中で、再々評価をする時点において、工期が最初の再評価をした時点から切れてしまっている事例が、毎年度1、2箇所ぐらい出てくるという状況になっています。

具体的な例ということでスライドの下のほうに赤枠で囲んでおりますけども、例えば全体事業費が10億円で、事業期間14年間ということで設定をしております。そうすると新規採択の評価を受けた後10年目に再評価を受けることになります。本来は14年間の事業期間ですので、次の再評価を受けずに14年で終了するというのですが、何らかの事情によって事業期間を延ばす、あるいは事業費も増えるといったケースもございます。この場合は、事業期間を20年に延長する、そして事業費も15億円に増額するというケースでございます。今までの実施要領上のルールによりますと、15年目にまだ継続中ということで、再々評価が出てきますが、この時点では、前回の再評価の時には、14年の事業でしたので、既に工期が切れてるという状況でございます。こういった場合、これまでは15年目の再々評価の委員会で説明する際に、前回の再評価時からなぜ事業期間や事業費が変更になったのかという理由を説明させていただいておりました。しかし5ページの上のほうの対応というところで記載をしておりますが、事業期間や事業費を大きく見直すということは、非常に大きな要素ですので、少なくとも1度再評価を受けて以降に、事業期間や事業費を増額変更するという場合は、その前に再評価を行うということで、見直しをさせていただきたいということです。記載をしておりますとおり、再評価後の事業費、あるいは工期の変更を行う場合は変更前の工期または事業費を超過する前の年度までに再評価を行うように実施要領を変更させていただきたいということです。

下のほうに、フロー図を記載しております。先ほどの事業の例でいきますと、これまでは15年目に再評価をしてきたわけですけども、今回、20年に事業期間を延ばす前の時点で、13年目に再評価を受けることで期限が切れる前に再々評価を受けることになる。そのあとは、その再々評価からまた5年後、あとは5年ごとのサイクル、もちろん途中で事業内容を見直す場合にはその時点で再々評価を受けていただくということになります。そういうことによって、再々評価というものを適切に行っていく必要があるという趣旨の改正でございます。5ページの下のほうに、実施要領の文言の抜粋がございます。また7ページの最後には、本年度の4月1日から実施をさせていただきたいということで記載しております。そういうことで、これから新規に出てくる事業については、当然このルールに則って、評価をしていくわけですけども、現在既に継続している事業の中で、今回のルールに照らすと既に工期が切れてしまっているものが幾つかございますので、そういったものを一旦整理する必要があると思っております。本日は準備が間に合っておりませんが、次回の評価

委員会で継続分をまとめて諮問させていただきたいと思っております。説明は以上です。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。レアケースではありますが、まれに工期切れが出てくるということで、それに合わせて実施要領を整理したいということでした。何かご質問等ございましたらお願いします。

(猪八重委員)

このケースが14年工期って書いてあるんですけど、これを例えば11年だった場合に、1年前に入れるとなったら再評価も再々評価も一緒の年になってしまうんですけど、そこはどのような考え方をするのでしょうか。

(平尾部長)

その場合は、再評価を受けるときに、もう11年目で、あと1年で終わるか終わらないかという判断はその時点で我々の方で出来ますので、再評価の時点で必要であれば工期を伸ばすといった対応をいたします。

(猪八重委員)

はい。分かりました。

(伊藤委員長)

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは事務局案を了承ということできたいと思います。ありがとうございました。

それでは報告事項の2つ目に移りたいと思います。新規評価実施個所の予算箇所ということですので。お願いいたします。

(源五郎丸課長)

11ページはその整備系の新規事業の実施箇所とその後の予算化の箇所でございます。新規事業の評価自体は、昨年度、評価委員会のほうで第2回と第3回で審議をしていただきましたので、御報告した箇所数そのまま上がっているということでございます。1番下の整備系の合計でいきますと、評価箇所数は39箇所、それに対して予算化箇所数は36箇所ということで、3事業除いて予算化しております。それから、維持系の事業でございますけれども、こちらのほうは18箇所でした。それに対して予算化したところが14箇所でございます。それぞれの新規評価につきましては昨年度の委員会で個別に評価をしていただいたところでございますし、また、その結果を全て県のホームページに公表させていただいているところです。課別に少し見ていきますと、整備系の部分は、上のほうから、港湾課の事

業が3事業、地方港湾改修、港湾整備費、それから港湾機能施設建設費ということで、3事業評価して3事業予算化ということでございます。ここについては物流でありますとか観光でありますとか交流機能の充実を目指しまして、例えば伊万里港におけるコンテナの誘致でありますとか、呼子港における離島航路の集約などに取り組んでいるところでございます。そういった整備系の、呼子港の事業や伊万里港関係の整備事業が新規で出ているというところでございます。

それから、農林水産、森林関係ということで、農山漁村課で4事業、農地整備課で1事業、森林整備課では19事業評価を受けて、16事業予算化をされているということでございます。クリーク防災やため池などがございまして、農村地域の防災・減災力の強化という観点から、新規事業に取り組んでいるところです。それから、漁業者の安全性向上や作業効率化のための共同利用施設等の整備事業が新規で出てきているところです。森林につきましても、災害に強い森林づくりを推進するという。それから、生産基盤の整備によって、木材生産コストの縮減を図るための治山事業、林道事業等がございまして。

道路課、都市計画課、河川砂防課につきまして、道路課は5事業、都市計画課は3事業、河川砂防課は4事業ということでそれぞれ予算化しているところでございます。冒頭の部長の挨拶でございましたけれども、県土整備部としましても、大きくは県民の安全安心につながるハード整備、それから、経済活動や地域間交流の促進につながる整備、それから快適な地域づくりといった大きな施策の柱に基づいてそれぞれ事業に取り組んでいるところです。道路で申しますと、有明海沿岸道路など幹線道路ネットワークの整備といった、今後継続してやっていくものがございまして、新規で出てきているところは、主に生活関連の交通安全対策ということで歩道整備が新規で出てきています。都市計画の街路整備交付金事業につきましても、生活関連という部分での、都市環境の整備に取り組んでいくということでございます。それから、河川砂防課につきましても、河川の局部改築、治水の安全度の向上という趣旨の事業でありますとか、通常砂防ということで、安全向上のための砂防事業に取り組んでいるということです。昨年の豪雨災害等を踏まえた六角川のプロジェクトに基づいた激特事業など、大きな事業が別途ございまして、新規事業の対象として出てきているのとしてはこうしたところでございます。

先ほどの評価の案件と予算化の案件で若干差がございましたが、その辺の整理を13ページと14ページにさせていただいているところです。13ページのほうが維持関係で4事業予算を見送ったところでございます。港湾関係の事業が4つ、港湾整備交付金関係事業2つと港湾整備費関係の2つで合わせて4つとなっております。それぞれ評価としてはA評価ということでございましたけれども、右側のほうに、見送りの記載をしているところです。条件が整ったということで、できる限り予算化をしていきたいということですが、限られた予算の中において、どこを優先するのかという中で、事業効果の早期発現といったことも考えた上で継続箇所を優先して予算配分を行った結果、今回は見送りということです。それから、整備系のほうが14ページのほうに治山事業の3事業で見送ったところです。これ

につきましても、予算化見送りの理由としては、限られた予算の中で緊急性など優先順位の高い箇所から予算化するという方針のもとに整理した結果、この3箇所については予算化見送りになったということです。以上です。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。毎年、こういった予算化状況報告いただきますけれども、今年度も、大体同じような傾向でしょうかね。

(源五郎丸課長)

そうですね、やはりどうしても何箇所か予算化を見送らざるを得なかったということで、例年と大きな変わりはありません。

(伊藤委員長)

では、皆様の方からご質問があればお願いします。

よろしいでしょうか。ではこれもご了承いただいたということで進めたいと思います。

続きまして、3番目の議題です。簡易事後評価の実施結果ということです。では、お願いいたします。

(源五郎丸課長)

令和元年度簡易事項評価結果の報告です。事後評価につきましては事業完了概ね5年を経過した箇所について、その事業の効果を確認して、十分な効果が発揮できていないようなものがあれば、その後の事業に必要な対策を講じるという趣旨で実施しているところでございます。表の1番下のところに記載しておりますように、完了後5年経過したものを対象にしているということで、今回は基本的に平成25年度に完成した事業が対象になっているところです。

箇所説明の1番上のところに記載しておりますように、簡易事後評価につきましては、平成23年度から今のやり方にして9年ぐらい経ってるわけですけども、評価の見直しをしながら進めてきているところです。今のやり方は、まず1000万円以上の全ての事業について簡易の事後評価を実施する。そして、その結果、A B C Dという評価を項目ごとに行うわけですけども、その中で一つでもC評価あるいはD評価があった場合には、見直しを行うという趣旨で委員会に諮問をさせていただくということにしております。C評価、D評価がなかったら諮問ではなく評価結果の報告をさせていただいているということでございます。参考までに19ページと20ページのところに簡易事後評価の判断基準を改めて記載させていただいているところです。大きく評価項目が から までございます。この評価項目ごとにA B C Dの4段階で評価していくということです。事業効果の発現状況、環境への影響、これはさらに、生活環境、自然環境、社会文化環境とそれぞれ環境の分野ごとに分けて評価を

しています。それから3番目として施設の維持管理状況、それから4つ目が地域住民とのかわり、県民意見ということで、地域住民の方の関与が積極的にあるかどうか、あるいは県民の方からどういった声が上がっているかということの一つの評価項目としております。それから最後に、全体のまとめの方でございますけども、改善措置の必要性ということで、改善が必要かどうかを判断しているものです。こういった判断基準に基づいて、全ての事業について簡易事後評価を実施したところです。この17ページの表に記載をしておりますように、各課においてそれぞれ箇所を記載しておりますけども、全体で65箇所事後評価をさせていただきまして、結果、C・D評価は今回なかったということでございます。具体的に65事業につきましては、21ページ以降にA3のカラーの織り込んである資料に評価結果と評価理由を記載させていただいております。後ほど、この中からその代表事例を個別に御説明をさせていただくということでございますけども、今回の簡易事後評価の全体像につきましては以上です。

(伊藤委員長)

ページがたくさんございますのでちょっと時間を取りましょう。関心のある事業や、地元の自治会で利用されてるといった話もあるかと思えます。今回はC・Dはなく、結果としてはよかったということですが、何かありましたら、その中で個別でも全体でも結構でございます。

ちなみに過去においてC・D評価はどのくらいあったんでしょうか。

(源五郎丸課長)

正確な全体の数字を持ち合わせておりませんが、把握してる限りでは、先ほど説明しましたように23年度に今のやり方に変更しているわけですけども、それ以前も全て簡易評価を同じようにA B C Dで評価をして、23年以前はA B C D評価のいかんにかかわらず、必ず1事業諮問していたと聞いております。その時代においても、C・D評価はほとんど出てきておりませんでした。そういう中でも、最低一つは諮問をするというやり方をしていたものですから、少しやり方を見直して、23年からは、簡易評価をしてCやDが出てきたら諮問、出てこなければ事例の報告という形になりましたが、今のやり方になってからも、把握している限りでは、C・D評価は1件も出てきてないという状況です。

(伊藤委員長)

ありがとうございます。

(佐藤委員)

以前の委員会でもお尋ねしたかもしれませんが、個別の事業というわけではなくて、全体的にいただいているものに対して、地域住民等県民意見についてですが、どの事業も、皆さん、



押しなべて賛同するような意見が多くて、何となく資料を拝見する限り人間味のない資料のような気がするんです。例えば、環境事業計画の中でどういう公共事業となっても、やっぱり何らかの、デメリットとは言わないですが、欠点はあるはずで、そういったものが次回の公共事業などに生かされていければと。全体的な金額にしたら、たかが知れてるかもしれないんですけど、県民が納める税金で事業が成り立っているということを考えると、これだけが果たして、関連する人たちが思っておられる意見なのかなって感じがしてならないです。

別の事業になりますが、私がたまたま、今、建設が進んでるダムの地域振興策検討委員として選んでいただいている、この前ワークショップに参加させてもらったんですけど、その中で、そのダム事業そのものが、今までなかなか住民にきちんとした説明がされてこなかったって背景があるんで、ワークショップの中で、いきなりこういった地域振興策を働きかけても、というような声が住民の方から出たときに、県の方からそういう住民の声を制止するような環境がちょっとだけあったので、その場面に私が遭遇してみたときに、公共事業に反対じゃないですけど、そういうふうな異を唱える姿勢だとか、意見だとかってというのは、どこかでつぶされちゃうんじゃないのかなって感じがその時にしたので、適切に公共事業がなされていくってというのは、やっぱりプラスの意見だけではなくて、将来的にこの事業が皆さんの役に立ったり、もちろん公共事業はそのプロの方がされるので、何か悪いことをされてるとは私たちは全く思っていないんですけど、やっぱり次の事業につなげていくために、こういう意見があったことを踏まえて、今後こういうふうに取り組んでいきたいってというような文章があれば、もっと公共事業が人間味のある事業のように目に映る気がするんですけども、いかがでしょうか。

(源五郎丸課長)

はい、ありがとうございました。確かにおっしゃるとおりでございます。この簡易評価の中でどこまで表現できるかということもあるわけですが、例えば地域住民とのかわりにつきましては、A評価を受けるためには、定性的な表現で、事業の計画段階から地域住民と連携が図られ、施設の利活用が積極的に行われる、といった基準にしておりますが、何らかの見える形で地域住民との連携がなされていたかどうかというのを評価するということもございます。A評価というのは、あまり出てきていないところではございますけども、そういった地域住民との関わりということをこの結果の報告の中でどこまで表現できるかということもございまして、今御意見いただいていることも、今後の評価のあり方という中で、見直していくべき点があると思います。それぞれの事業課におきましては、この評価に出てきていないところでいろいろとたくさんあると思いますので、ここで全て表現できてない部分はあるかと思っております。

(伊藤委員長)

この後の議題の4番目にこの個別のものが、もうちょっと詳しい御説明があるんですよ。その中にさっき話をされたような、住民の意見というのは出てきます。確かに過去においても住民のいい話ばかりが記載してあって、絶対100%の意見ではないと思います。この表が確かに、かなりドライな感じがいたしまして、4番目の議題のような個別説明のとき、住民の意見で反対意見もあれば、我々も参考になって、皆さんも今後フィードバックにつながるんじゃないかと思います。小さな意見でも聞かせていただければありがたいかと。

(佐藤委員)

委員長のおっしゃるとおり、資料4のところでも県民の声はいい声しかなかったので、悪いじゃないですけど、こういう課題が感じられたということがちょっとでもあると、今後の公共事業に反映されることはあると思うんで、我々もそういったものを評価する場としてここに座らせていただく中で、今後そうした意見も見られれば何か議論できる機会になり、資料も人間味のあるものになるのかなと思う。

(源五郎丸課長)

はい。ありがとうございます。

(鳥井委員)

全体通して、県の事業の評価が謙虚なのか、ほとんどの評価がBで、例えば、治山事業の環境影響のところ、A評価は事業を実施したことで環境がよくなったという評価ですよ。

B評価は環境への影響は見られていないという評価になっているけれども、治山事業は、事業を実施したことで守られた地域もあるのですから、A評価があってもいいのでは？と思うのですが、全てがB評価です。やらないよりやってよかったという程度の評価なら、これだけの沢山のお金を使って事業をしたのに、A評価がないのなら、事業をする必要があるのかなと思います。C・D評価がないから、やらないよりはやってよかった、という程度の評価しかできない。仮に事業をしても効果が無かったとしたなら、それはちゃんと反省する、また、よかった点は素直によかったと評価するのが正しい評価だと思います。県民としては、これだけのお金を使っているのですから、事業をしてよかったという基準に達したものがないと納得できないと思います。これは評価が全体的にちょっと低い気がします。

なぜ、A評価がつけられないのか？評価基準を見直して変えればいいのかはわかりませんが、もう少しA評価がないと。

(源五郎丸課長)

はい、ありがとうございます。先ほど説明しました評価基準は定性的な表現でA B C Dという記載をしております。その事業の各担当ごとに、自分の思いでそれぞれ、ある人が評価

するとA、ある人が評価するとBになる、ということでは困りますので、そこは組織として、ラインを決めてやっているところでございます。A評価にするための具体的な説明ができる材料が、事業によって実情が違うと思いますけども、本当に自信がないとAにしていないというところもあるのかもしれないので、AとBの間ぐらいのところであると、評価上はA評価に上がってこない、という所もあるんじゃないかというふうに思われますので、簡易評価のあり方やあるいは個別の説明の工夫のあり方も含めて検討させていただきたいと思えます。

(鳥井委員)

その評価基準を少し見直していただければと。これだけの税金を使っていて、Aがないのはいかがなものかなと私は思います。絶対評価というところで何か一つでもあればAにできるとか、また、C・D評価があれば何か良くなかったのか間違っていたのか、と反省することもできるので、そういうところで透明性や事業の見直しというものが出てくると思います。

(源五郎丸課長)

はい。ありがとうございます。そこについては検討させていただきます。

(永原委員)

私も見たときに、このAとかBとか、どんな方たちが評価をされているんだろうと思いました。1人の判断だけでなく組織内で評価をしてるってということだったんですけども、その組織内で、例えばB評価の環境への影響は発生していないという中身が、それぞれの基準がこれだけじゃ我々には全然わからないんですね。だから、多分、組織内でいろんな細かい評価基準があって、これはクリアした、これはクリアしていないとかされているんだと思うんですけども、我々の手元に出てくるときはこれだけの資料しか出てこないの、これが本当に妥当なのかどうかですね。我々には釈然としないとか、わからない部分あると思いつながら、見させていただきました。

(伊藤委員長)

本当にちょっと日本人らしくて、Aとは言い切れないからBにする。特に定性的な評価の場合は往々にしてそうしがちなところがあります。早急につけてわけじゃなくて、時間とっていただいて、今の委員の方々の御意見を踏まえて、私としてはこのままA B C Dという4段階の管理基準をもう一つ増やすと評価もつけやすいのではないかなと。例えば、環境への影響について、環境への影響は発生していないとBですけども、Cは影響が多少認められる、となっているので、5段階評価にしてやると、つける方もつけやすいのかなと。Cからは、諮問する必要があるということでもかなりつけにくいのではないかなと。多少影響が認められ

でも無理やりBにしとかなないと問題あるんじゃないかなって判断が付ける側には働きますので。ちょうど中間の、BとCの間があるとつけやすいと思いますね。ただそうした場合に、多分もっとAが出なくなりますね。私としては何かつけにくいような評価項目が多いかなって感じがしました。皆さん、これまで付けられた経験があたりだと思しますので、そういうことを踏まえて、今後、御検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。ではこの件はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは最後の議題になります。個別の公共事業の効果についてご説明いただきます。

(源五郎丸課長)

先ほど話にも出ました代表的な事例を、時間の都合もでございますので、毎回3箇所程度選定して説明させていただいております。今回は農山漁村課から県営クリーク防災機能保全対策事業、道路課の地域自主戦略交付金事業、都市計画課の街路整備交付金事業の3箇所を担当課から説明させていただきたいと思っております。

(島内課長)

農林水産部農山漁村課長の島内でございます。県営クリーク防災機能保全対策事業、川副西地区について、御説明させていただきます。

位置でございます。合併前の川副町、佐賀空港の北側、旧川副町の西側に位置するところでございます。

事業期間につきましては平成13年から25年までの13年間、事業費につきましては、約27億円。関係農家につきましては、約1900人。

事業内容でございますけれども、エリア内赤で着色しております農業用のクリーク、法面の護岸工等につきまして、約18キロメートルを施工しております。

事業の背景と目的でございますが、私ども、農林水産部は昭和40年代から農地の圃場整備に着手しておりまして、圃場整備により造成されたクリーク、これは約50年前の写真になりますけれども、当時コンクリートや木柵での水路整備ではなくて、土を整形した土の水路、いわゆる土水路でクリークを整備しておりました。

クリークの機能でございますけれども、写真の下の方を見ていただきますと、このクリークはちょうど中ほどで、深さが2メートルになっております。下半分の1メートルのところ、ブルーで着色をしております。それがいわゆる、水稻等の生育に必要な農業用水、その上の部分1メートルのところ、洪水の一時貯留ポケットというふうなことで、大雨等が降った場合に一時的に雨水等を貯留する断面になってございます。

目的の二つ目、現状で言いますと、土水路、いわゆる土でつくった水路でございますが、法面の崩壊が進行し、水路内に土砂が堆積するというところでございます。右側の、法面崩壊のメカニズムのところを見ていただきますと、施工直後は、きちっとした台形断面だったものが、いわゆる水路の上の部分のところ、水位変動が起こりまして、徐々に法面が崩れまし

て、その次のところ、中ほどの図面でございますけれども、そこに台風時の波浪や波、そういったものが加わりまして、さらに法面の崩壊が進行し、経年変化とともに1番下のところでございますけれども、大きく法面が崩壊して、水路内に泥土が堆積して、もともとの台形の断面の形状をなくすという状況の変化もございます。こういった状況の変化により、ちょうど中ほどのところの写真を見ていただきますと、法面が崩壊しまして、農業用のトラクターが転落をするなど、こういった危険な事象もまれではございますけど、起きております。また、スクリーン、左下のところ見ていただきますと、こういった形で、田んぼの法面に沿ったような形で、法面が崩壊しているという状況が連続している状況もございます。

そういった水位変動に耐えるよう護岸整備としてブロックマット工法ということで整備しております。右の方を見ていただきますと1つブロックがございますけど、これが20cm角のブロックでございます。これをシートに張り付け連結したものを、法面に張りつけるということで、整備前は土水路で法面が崩れていたものが、整備後はブロックマットを連続して張りつけて、こういった断面に仕上がっているという状況でございます。

施工状況で、地盤改良ですけど、有明粘土特有の軟弱地盤を改良することが、まず最初の工事としてきちんと基礎部分を整形いたしまして、法面を整形、それからブロックマットを敷設して、最終の完成断面という流れになります。整備状況の中で、先ほど佐藤委員様の中から、何かデメリットはないかというお話がございましたけれども、当初、施工する中ではただ単にブロックマットのみの施工というふうなことをやっていたんですけども、施工途中におきまして、生態系、いわゆる環境に配慮というお話も、地元住民の方からございまして、そういった御指摘を受けた後に、こういった捨て石を設置いたしまして、水生生物の生息環境保護として進めた結果、事業後もフナ・鯉・ナマズ等の生息が確認されているということで、こういったものも継続して行っております。捨て石の間隔でございますけれども、左右が千鳥で、大体50メートルピッチで設置をしております。

続きまして事業の効果のところでございますが、洪水被害の防止というところで、土水路だったものが、ブロックマットを施工したことによりまして、きれいな断面になり、そういったことで、早急な排水が可能になった。それから、図面を見ていただきますと、二色着色をしておりますが、断面を整形したことにより、まず、大雨時の排水が可能になったと。一時貯留が可能になったということで、大雨が降るときに、ここに貯留ポケットを第1段目として設けることができました。その次に、大雨が予想されるとき、事前に排水ということで、昨年、それから今年も大雨特別警報が出ましたが、そういう大雨特別警報が出るときには、このブルーのところまで下げて、クリークの水位を空にしております。そういったことで、大きな雨が降る前に、事前に備えをしていくということで、地元管理をしていただいている土地改良区や川副町の方に御尽力をいただいているところでございます。

それと、畑作物の生産拡大ということで、クリークをきれいにしたことによって、水田の排水がよくなり、麦や大豆、アスパラガス等の生産面積が拡大できたということにも寄与しております。

それから県民の声ということで、これにつきましては、作業の安全性が確保できた、あるいは堆積土砂が少なくなって、農業用水の不足を心配しなくてよくなったというふうな声もございます。また法面が整備されたことで、草刈りなどの維持管理が、やりやすくなったという声もございますが、その一方で農村部におきましては混注化や高齢化が進んでおまして、作業そのものは、楽にはなったんだけど、担う人が少なくなったというふうな声も聞かれております。そういったことに、今後我々も何らかのことをしていかなければならないなと思ってますけど、今のところ妙案が見出せないというところが実態でございます。

それと整備後の維持管理状況でございますけれども、先ほども申しましたが、施設につきましては、川副町土地改良区が管理をしていただいております。繰り返しになりますが、大雨時に備えては事前に排水していただいて、川副町、あるいは上流の佐賀市の冠水の被害を幾らかなりとも軽減に寄与しているのではないかと考えております。細かい点につきましては、今年7月の豪雨に対しての事前排水の検証を今後して、どういった効果があるのかというのを、もう少し具体的に示せればなというところでございます。私からの説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。こちらに関して御質問や御意見ございましたらお願いいたします。

では、私の方から。今後、どのくらいの延長が将来にわたってありそうですか。

(島内課長)

エリアでいきますと、小城市からみやき町のほうまで、このクリーク防災事業を行っております。現在の実施地区が13地区でございます。現状でいきますと、令和5年までこの事業を継続するというふうなことで、事業実施をしております。

(伊藤委員長)

令和5年くらいには、昔ながらの土水路はこういったブロックマットに入れ替わるということでしょうか。

(島内課長)

クリーク防災事業の対象事業というのが、一定規模以上の断面を持つということになっておまして、小さいものにつきましては、まだ土水路の形状のままというのが残ります。なお、今御説明させていただいた川副西区については、ブロックマット工法を採用しておりますが、平成24年度から、クリーク防災事業の進捗を図るために、木柵工法に変更しております。今行っている全ての地区については、木柵工法で行っております。それが、令和

5年までの予定で進めております。

(伊藤委員長)

はい。分かりました。ありがとうございます。他何かありますでしょうか。

(永原委員)

先ほどの評価基準に関連するかなと思いますけれども、環境への配慮のために、周りの住民の意見を聞いて、捨て石を設置することにした、と説明されていましたが、それは住民の声を聞いて、これを置いたってということですよね。そしたらそれ以前の環境への配慮として、こういうことを考えていたけれども、それではやっぱり十分ではないと考え、この捨て石を、住民の声をもらって、置くことにしたということなんですか。それによってその予算がまた増えたとかそういう変動とかあったんでしょうか。

(島内課長)

ちょうど、これにつきましては我々の農村地域で工事をするとき環境への配慮っていうのは、当然配慮しなければならないということで、事業を起こしておりますが、なかなか全て、環境配慮っていうことに、当初から着手できるわけではございませんでしたので、住民の声だとか、環境関係の先生方に、委員会等も当初、事業立ち上げるときに設けておりましたので、そういった先生方のアドバイスを受けながら、こういった工法に着手しているところでございます。あと、予算の関係につきましては、普通の石で単価的には高いものではございませんので、それよりもやはり環境のほうを重視すべきだというふうな観点から、こういった工法を施工させていただいてるという状況でございます。

(山本委員)

確認ですが、これは模範事業のような位置づけでやっているのでしょうか。それとも、いろいろな方法やってみて、今後に派生させていこうというような位置づけなのでしょうか。

(島内課長)

もともと、土水路だったクリークをブロックマット工法により施工するという計画を立てて、整備を進めてきたんですけれども、やはりブロックマットと木柵工を比較すると、3倍4倍程度の単価差がございます。ブロックマット工法をこのまま継続していくと、数十年先にしか事業完了しない、また莫大な事業費がかかるということで、平成24年にやはり、傷んだ水路をなるべく早く安価に、整備をしようということで、その時点で木柵工法に切りかえております。事業の進捗を図り、令和5年の完了ということで、変更している状況でございます。

(山本委員)

確認したいのは、ここの川副西地区の事業が、模範的事業なのか、それとも、いろいろと試行錯誤しているのでしょうか。

(島内課長)

すいません。試行錯誤というわけじゃなくて、県のクリーク整備のスキームとして、一旦、ブロックマット工法でやろうという意思決定したんですけれども、やはり、傷んだクリークをより早く、より安価に、森林資源である、県内の間伐材を活用するというふうなことに切りかえまして、この工法に切りかえたということです。ブロックマット工法につきましては、採択当初は平成 11 年から平成 24 年までに完了したのものについては、全てブロックマット工法を採用しております。それ以降のものについては、木柵工法に全ての地区切りかえているという状況でございます。

(山本委員)

いろいろな方法を模索しているので、いいことだと思います。

(陣内委員)

木柵工法は耐用年数はどのくらいと考えていますか。

(島内課長)

木柵工法につきましては、大体 10 年から 15 年、大体それぐらいかと想定しております。木柵につきましても、常に浸水しているところになりますと、貯木場と同じような理屈で長もちをするんですけれども、乾燥、それから湿潤を繰り返すところについては、やはり腐食が著しいということも見受けられてきてます。平成 24 年から木柵工法を採用しておりますが、早いところでは、やはり、杭頭でもう腐食が見受けられるところも散見しております。

(陣内委員)

そういう時は打ち直すんですか。

(島内課長)

そこについては部分的に腐食しているものについては、木柵でちょっと置きかえたりしているところもありますけれども、延長が長くなればもう置き換えるということがなかなか難しいものですから、また、次のステップとして木柵で施工したところについては、どのような方法をとるべきかというのを、今、検討を始めているところでございます。



(陣内委員)

県の管理してるところではない市が管理しているところなんですけど、実は私の家の近くのクリークの木柵が完全に腐食して完全に法面が崩れてるんですね。それでどの程度もつのかなど。

(島内課長)

県営事業でやってるものについては比較的口径の大きなものを使ってやってますので、先ほど申しましたとおり 10 年から 15 年。杭径が小さくなると、やはり耐用年数というのは落ちてこようかと思ってます。

(陣内委員)

それから、木柵とは直接関係ないんだけど、全体を整備することでどれくらい水害を、具体化するの難しいでしょうが、大水をどれくらい防止できたのか、何らかの形でぜひ示してほしいですね。いろんな意味で大水対策をしていると思うんだけど、県民にもちゃんと明らかにしてほしいと思います。

(島内課長)

はい、ありがとうございます。それにつきましても、今年度、それから昨年のもう豪雨の際に事前排水をされた実績もございまして、県内のクリーク延長も私どもも把握しております。それが例えば、北山ダムの 1 杯分に相当するだとか、そういったわかりやすい指標を使いながら、今後県民の皆さん方にお示しをできればというふうな考えを持っております。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。治水は、県民の皆さん含めて非常に興味があるというところがございます。そういった、検討や検証をぜひとも公表していただければと思います。

はい、ありがとうございました。

次は道路課さんお願いいたします。

(川口課長)

県土整備部道路課長の川口と申します。よろしくお願いたします。主要地方道小城富士線について説明させていただきます。

主要地方道小城富士線は小城市小城町と佐賀市富士町を結ぶ総延長約 16 キロメートルの県道となっております。今回の事業区間は畑田交差点から中町交差点の約 1,700 メートルの整備を行っております。小中高と学校が集まっており、多くの児童が通学しております。また沿道には小城市民病院や大型店舗が立ち並んでおります。事業期間といたしましては、

平成 16 年度から平成 24 年度の 9 年間。総事業費は約 30 億円となっております。

当該区間は自動車の交通量が多く、道路の線形が悪いことで非常に混雑しておりました。また起終点となります畑田交差点及び中町交差点には右折車線がなくて右折する車両による渋滞が生じておりました。また歩行者自転車の交通量が多いが、歩道がないことから歩行者自転車が危険にさらされておりました。そのため、線形改良、交差点改良で交通の円滑化を図ること、それから自転車歩行者道を整備することで安全性の向上を図ることを目的に事業に取り組んでまいりました。

線形改良になりますが、見通しが悪い箇所が以前はありました。交差点改良ですが、整備前は交互に 1 車線ずつしかなかったところに右折車線を設置しております。また、両側に 4.5 メートルの自転車歩行者道を設けまして、路肩も 1.5 メートル確保、安全性の向上に資する整備を実施しております。また自転車歩行者道 につきましては警察と協議した結果、自転車と歩行者を区画線で分離することになりました。幅員につきましては、自転車道及び歩行者道それぞれ、2 メートルずつの車線を確保しております。路肩拡幅につきましては、当該路線の沿道の状況によりまして、車両の停車等が多いと考えられたため、1.5 メートルを確保しております。また事業区間は、都市計画道路に規定されております。都市計画の幅員が 18.0 メートルでありますため、本事業においても、それを踏まえた幅員構成の整備をしております。

整備前の状況になりますが、左上の写真のように、線形が悪い箇所がありまして、見通しが悪くなっております。右上と、左下が、先ほど申しました畑田交差点と中町交差点になっております。右上の写真が国道 203 号から北の方を見たところですが、1 車線しかないために、右折する車両が 1 台あるたびに後ろの車両が抜けられない状態になっております。左下についても、同じような状況で渋滞が発生しております。右下の写真になりますが、こちらは小城中学校の近くになるんですが、歩道が整備されておられませんので、生徒たちが路肩を歩くというような状況となっております。

事業効果になりますが、左側が整備前の状況で、右側が整備後の状況となります。整備前はどちらも右折レーンがないために、右折車による障害によりまして、渋滞が発生しておりますが、右側のほうの写真を見ていただきますと、畑田交差点ですが、右の方に車が 3 台とまっておりますけれども、こちらが右折車線となります。左側のほうの写真には右折車線がありませんので、右折車は、いずれ車線に障害することになります。下の中町交差点におきましても同じような状況で右折車線に車はおりますけど、直進車はもう全然溜まってないという状況です。交差点の渋滞が緩和されたというふうに考えております。

次は歩道整備状況についてです。右側が現在の状況写真になっておりまして、青いほうが自転車通行帯ということになっておりまして、左側、ここが歩行者が歩くところになっておりまして、区画線で分けております。お互い安全に通行ができています状態になっております。

事業効果について数値的にお示したいと考えておりまして、上のほうのグラフが全体の事故件数になります。4 年間ずつの集計をしておりますが、上のほうが事故全体の件数で、

平均で 21 件発生しておったものが、整備後 14.75 件で約 30%減少しております。下のほうが、事故件数の歩行者・自転車に関連する事故ですけど、マイナス 1.5 件で 3.75 件となっており、どちらも事故件数が 30%減少しております、安全性の向上が図られていると考えております。

こちらは航空写真になります。上が平成 15 年時点の整備前の状況の航空写真です。線形も悪く、道路も狭い状況になっています。下が令和 2 年の整備後の状況となっております。写真で比較して見ていただきますと、左のほうに大型店舗が二つできております。住宅街も新たにできております。病院につきましても、右上にありました、昔のジュース工場があったところに、今、病院が建っているというように、地域の振興に貢献してるというふうに考えております。

最後に県民の声ですが、主に地域住民の方の声なんです、区長さん等への聞き取りを行っています。整備状況につきましては、自転車の通学者もいる中で、歩道が整備され、さらに自転車と歩行者がそれぞれ通行する範囲が分けられたことで、通学路の安全確保が向上した。沿線には病院があるが、道路が広くなったため、救急車等の緊急車両も円滑に通行できるようになったとの声が上がってございました。以上のことから一定の効果が上がっていると考えております。説明は以上です。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。こちらに関しても、何か御質問や御意見ありましたらお願いいたします。

(陣内委員)

ちょっといいですか。県の御担当か県警の御担当か分かりませんが、右折レーンを作っていたのは大変いいんですが、右折信号が出ない信号になってますよね。その辺は県警の担当ですか？

(川口課長)

信号は県警の担当になってます。畑田交差点で言いますと、こちらは県の改良にあわせて南側の市道の改良もされています。右折の矢印信号の設置は、両方の道路に右折レーンがないとだめだというのが、県警さんのほうで定められてるんじゃないかなと思うんですけども。片方だけに右折レーンがあって、例えば反対の市道とか県道に右折レーンがない場合は、右折矢印信号はつけられないというふうに聞いております。

(陣内委員)

旧佐賀線と旧 34 号のぶつかるところ、南北で右折信号が出ないんですよ。去年か一昨年の調査では、交通事故第 2 位ですよ。右折レーンはおっしゃるとおり全部あるんですけど

ど、県にお願いすることじゃないですけど、南から来ると、1,2台しか右折できないですよ。私も県警にもお願い言ったことはあるんですけど。

(川口課長)

はい、状況はわかっています。そこは県警にも伝えます。

(陣内委員)

それから歩行者と自転車を分けたのは非常にいいと思うんですけど、きれいに色分けされていると守られているんですけど、あんまり色分けされてないと自転車が適当に走っているときもあるので、ちょっとそこは少し、写真でも自転車が一台はみ出しているの、せっかく造っていただいているので、徹底できるようにしてほしい。

(川口課長)

いろいろ規格・基準等がありますけど、そうできるように、検討してまいりたいと思います。

(陣内委員)

色を塗り分けるだけでも抜群に違う。

(川口課長)

そうですね、あれは今、主に国道264号や、国道263号とかでやってると思うのですが、法指定でされていて、県内ではこの2路線と、東西のどんどんの森の南側から北方向に向かう道が指定をされておりまして、これは、道路交通法で指定されておりまして、その色分けされた区分をきちんと通過しないと、交通違反というふうになりますが、ここはそこまではなっておりませんで、道路交通法で言いますと、普通自転車が通行していく部分がある歩道ということで、区分はあるけれども、あまり規制はできてない。このように段階が幾つかありまして、もう少し法指定の範囲が広がったらその辺もきちんと区分けされると思います。

(陣内委員)

この地区はよく知ってますけども、住んでる人はお年寄りの方も多くて、自転車で走るのは学生が多くて結構危ないので、よろしくをお願いします。

(川口課長)

はい。分かりました。ありがとうございます。

(伊藤委員長)

よろしいですか。貴重ないろんな御意見ありました。県警と御相談という形ですよね。ぜひ県警に申し上げていただければと思います。

では、最後のご報告に移りたいと思います。よろしくをお願いします。

(楠課長)

県土整備部都市計画課長の楠と申します。よろしくをお願いします。街路整備交付金事業城内線1工区について御説明させていただきます。

事業概要につきましては、事業名は、街路整備交付金事業。路線名は、城内線1工区となっております。城内線というのは、都市計画道路でございます。県道名で申しますと、西与賀佐賀線という県道名が別でございます。事業箇所は佐賀市本城町。工期が平成16年度から平成24年度。総事業費が6億9000万円。事業内容につきましては、自転車歩行者道の整備と、あと無電柱化、延長が91メートルで、幅員が16メートルというふうになっております。場所につきましては、赤で着色してるんですけども、この南北に、東与賀佐賀線、都市計画道路名で申しますと、与賀町鹿子線がございます。交差点の方から91メートルの区間。この91メートルの区間に佐賀大学の正門がございます。事業区間につきましては、両側に拡幅して、道路を整備しており、北側の一般住宅の店舗と、それと佐賀大学の方に、少しですけども、用地のご協力をお願いした状況でございます。

背景につきましては、本事業区間が、先ほど申しましたように佐賀大学の正門があるということと、あと、近隣の小学校の通学路になってるということもございまして、学生や児童が非常に利用しているというような状況がございました。ただ、歩道がなく、幅員も狭小ということで、通勤通学時間帯には非常に混雑しまして、大変危険な状態になったというような状況がございます。それともう一つ、右折レーンがございませんでしたので、慢性的な渋滞が発生をしておったという状況でございます。そこで、歩行者などの安全を確保するというので、まず自転車歩行者道の整備を行い、さらに無電柱化を行うことで、安全で快適な都市の形成を目指すということと、あと右折レーンを設置しまして、渋滞緩和を行い、市街地の交通の円滑化を図るということで、この事業を実施しております。

事業内容ということで、幅員の構成を書いております。整理前は、片側1車線の3メートルの車道があって、その両側に路肩があったと。この路肩につきましてはちょっと平均的な数値を入れておりますけども、これを整備後は、車道を3メートル、路肩を停車帯としての活用もできるということで、1.5メートル確保しております。それと、歩道を3.5メートル確保しており、それが両側というふうになっておりまして、総幅員が16メートルになっております。交差点部につきましては、右折レーンが付加されますので、総幅員で19メートルという形になります。

整備前の状況としましては、左上の写真が、佐賀大学前交差点から西側の部分です。この写真の左上に植栽がございますけども、ここが佐賀大学の敷地というふうになります。非常

に車が渋滞してるのと、後、歩行者と自転車の交通が危険であるかと思います。右下のほうは、佐賀大学前の正門のほうから、さらに西側を撮った写真でございます。路肩のほうに車が駐車していたり、あと交差点に向かう車が渋滞をしてるという状況が見られます。

整備効果でございますけども、上の2枚が整理前の写真でございます。これに自転車歩行者道の整備と、無電柱化、右折レーンを設置したことで、下の2枚の写真のような状況になっております。佐賀大学にも用地をご協力していただいたということで話をいたしました。佐賀大学も構内の整備がちょうど同じ時期になっておりまして、佐賀大学の植栽も1回取り払って、あと、奥にクリーム色に見えるのが佐賀大学美術館ということで、これは平成25年に完成をしております。これらを併せて整理をされておりました、非常に都市空間としては、快適で解放された空間が形成されたという状況になっております。整備効果として渋滞の緩和ということですけども、上2枚のほうは、渋滞してるような状況でございますけども、これも、右折レーンを設置したということで、渋滞が緩和したと。ただ、朝の通勤時間は、一部渋滞が残ってるようなところでございますけども、この交差点の、直進した先の市道のほうでちょっと渋滞が残ってますので、この直進車が渋滞で簡単に抜けられないということで、朝の一時的な時間帯だけちょっと渋滞が残ってるような状態でございます。ただ、通常のとときには非常に走りやすいような道路になっている状況でございます。それと路肩も整備されたことで広くなりまして、沿道の店舗も、自前の駐車場とか、そういったものも造られておりますので、沿道の駐車車両も非常に少なくなっている状況になっております。

あと交通事故の減少ですけども、事業を実施する前が14年以前でしたが、過去4年ぐらい遡って調査したところ、余り事故件数がなかったもんですから、さらにあと4年遡り、8年間の分の事故件数の平均を出したところ、工事が終わった後の4年間と比較して、全事故件数が、整備前が3.13件、整備後は年に2.75件ということで、整備前と比べまして、10%減少しているというふうな状況です。それと、歩行者自転車関連の事故件数も、整備前と整備後では約30%の減少というふうな形になっております。

県民の意見としましては、道路整備及び無電柱化、大学構内の整備により、安全で快適な都市圏空間が形成され、景観がよくなった。あと、歩行者・自転車が安全に走行できるようになった。右折レーンが設置され、渋滞が緩和した。道路側溝、排水の整備により、水はけが良くなった、というような声をいただいております。私のほうからは以上です。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。大学の前ということでよく利用させていただいております。後ろについている県民の意見ですけども、個人的にはですね、120%同意できる意見ばかりですね。追加させていただくとすると、酔っぱらっていても安心して歩けるくらい大変道が広くなりました。利用されてる方多いと思いますので、何かネガティブな御意見も挙げさせていただくと助かります。

(山本委員)

浸水について、確かに交差点のあたりはよいのですが、正門より北側の方がさらに低くて、やはり浸かってしまいます。

(楠課長)

もともと整備する前が、ちょっと雨が降るとすぐ佐賀大学前の正門の辺りが1番最初に浸かるような、そういった状況でございましたので、この交差点の4車線の部分の道路高が上がって、それとあわせて、この城内線の道路高も合わせて整備しております。ですので、前から比べると、道路高が非常に高くなって、以前ほどは道路についてはあまり冠水しなくなったというような状況でございますけども、冠水しなくなった分の水はどこに行ったんだろうというところは確かにございます。そこら辺は、以前は佐賀市の方が城内の堀の方に送っていらっしたんですね。そこら辺、ちょっと今後どうなるのかちょっとわかりませんが、そういった冠水の関係については様子を見ながらできる分について対応したいと思います。

(鳥井委員)

久しぶりに行ったらおしゃれな感じがして、道路が広がるだけでこんなに快適な空間になるのだと思ったんですが、この80ページの整備効果のところの交通事故で、前の72Pのところと同じ4か年で比較しているの、明らかに減少したなって数字に見えるのですが、こちらは、例えば同じ4か年で比較するとほとんど変わってないのですね。見方によっては取って付けたかのような数字に見えるちゃうので、これはあえて必要なのかなと。ここは明らかによくなっているの私にはB評価じゃなくA評価だと思っていますので、これはなくてもよろしいのかなと思います。

(楠課長)

ありがとうございます。交通安全の面の評価をしようとした時に、こうした形で表現させていただいていますが、ちょっと無理があったところもあったかなと思います。

(伊藤委員長)

よろしいでしょうか。これまだ延長残ってますよね。まだまだ時間がかかるかもしれませんが、引き続き進めていただければと思います。

以上で、今回の報告事項は終わりましたので、事務局にお返しいたします。

(事務局)

はい。伊藤委員長様におかれましては議事の進行ありがとうございました。また委員の皆様

様におかれましては大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日いただきました貴重な御意見につきましては、今後の公共事業の取り組みに生かしていきたいと思っております。

最後に事務局から、今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。

次回の委員会は、コロナの状況次第にはなりますが10月の中旬に現地調査を行いたいと思っております。その後、11月中旬ごろに再評価の諮問ということで考えております。詳細な日程につきましては、改めて調整・ご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではこれもちまして、令和2年度第1回公共事業評価監視委員会を終了いたします。ありがとうございました。